

# デジタルコンテンツ委員会

デジタルコンテンツの活用サイクルの推進を目的とし、コンテンツを取り巻く、著作権を中心とした周辺権利、法制度(プロバイダ責任制限法, EC取引法等)の調査研究を行っています。

## 2006年度 活動テーマ

1. 権利制限及び  
その他一般条項の  
あり方検討

右のパネルで詳しく  
ご紹介しています!

活用

2. 著作権法等の諸問題の調査・研究  
及び提言

- ・意見書提出, ヒアリング要請への対応
- ・各種最新判例の研究

コンテンツ

保護

創造

著作権

周辺権利・  
法制度

3. データベース保護法制  
の状況調査

4. クリエイターとの情報交換

5. JIPA研修(Aコース・著作権法)の企画開発

## 具体的な取り組み・アウトプット

様々な業種(今年度は、通信、印刷、電気機器、地図、ゲーム、エネルギー、運輸、化学、金融等)から集まった委員が協力し、次のような取り組みを行っています。

### 最近(2004~2006年度)の主な取り組み・アウトプット

#### デジタルコンテンツビジネス発展に向けた意見提言

①著作権法改正(文化庁)  
コンテンツ利用促進に向けた継続提言(2004,2005,2006年度)

継続的な取り組みにより、特許審査手続き等における文献複製、機器の保守修理等におけるバックアップを可能とする、権利制限の実現に貢献しました!(いずれも、2007年より施行予定)

②データベース法的保護(経済産業省)  
実務課題、保護ニーズの更なる精査の要望(2004年度)

不競法改正論議の中で、情報の過剰保護についての警鐘を鳴らし、バランスのとれた制度整備への動機付けを支援しました!

③コンテンツビジネス施策(知的財産戦略本部)  
保護と利用のバランス確保を要望。(2004,2005,2006年度)

#### 論文・資料等

①2004,2005年度  
『知財管理』誌 寄稿(2回)

②2006年度(以下の資料を発行)

『著作権等に関する  
最近の裁判例の中から(第2集)』  
『著作権法における権利制限  
のあり方についての考察』  
『デジタル環境における  
著作権Q&A(第2版)』

各委員の知恵や、悩み等を共有しながら、互いに切磋琢磨しながら執筆に挑んでいます!

その他、関係官庁・業界団体・JIPA他委員会との意見交換を、適宜、実施しています

# 著作権法における権利制限のあり方についての考察

## 現状

### 著作権法における権利制限規定

著作者等の権利と公益とのバランスをはかるために、条約によって許される範囲内で権利を制限し、権利者に無断で利用できる場合を具体的に定めている。そのため、**権利制限が望まれる利用態様については、都度法改正をして、権利制限規定を追加しなければならない。**

【例】私的使用のための複製、引用、点字による複製等、営利を目的としない上演等・・・

### スリー・ステップ・テスト (ベルヌ条約9条2項)

- ①特別な場合
- ②当該著作物の通常の利用を妨げない
- ③著作者の正当な利益を不当に害しない

## 課題

- ・限定列举型の権利制限規定は、**技術の発展、社会の急激な変化に迅速、柔軟に対応できない。**
- ・硬直的、形式的な法解釈により、公正な利用が妨げられ、新たな創作活動や事業活動の萎縮につながるケースも見受けられる。



### 【具体的事例】

- ・映像背景への絵画等の映り込み(付随的利用)
- ・デジタルAV機器内のメモリへの蓄積、キャッシュ
- ・放送受信機の研究・開発目的で行われる複製
- ・視聴覚障害者のための音声化、拡大化、音声の文字化など
- ・特許拒絶理由通知時の引用非特許文献の複製
- ・機器の保守・修理時におけるコンテンツの複製

著作物の公正かつ円滑な流通のために望まれる権利制限のあり方とは？

## 検討方法

・他のベルヌ条約加盟国(アメリカ、イギリス、ドイツ)の著作権法における権利制限規定を比較、検討した。

■アメリカ/イギリス:フェア・ユース(フェア・ディーリング)規定



### フェア・ユース規定 (アメリカ著作権法107条)

- ①利用の目的及び性格
- ②利用される著作物の性質
- ③著作物全体との関係において利用された部分の量及び実質
- ④利用される著作物の潜在的市場又は価格に対する利用の影響など競争性の判断

■ドイツ:実定法主義



### 著作物の点景的利用 (ドイツ著作権法57条)

著作物が本来の対象に付随した、重要でない点景とみなされるときは、その利用が許され、判例、学説上、付随性、非本質性(置換可能)などの要素により柔軟に判断

《我が国での有効性》米英のフェア・ユース規定は、判例の蓄積、関係者間の緻密なガイドライン策定による判断基準の明確化が前提。制定背景が異なり、そのまま我が国に導入すると紛争が頻発し混乱を招くおそれ

・さらに、上記具体的事例をそれぞれスリー・ステップ・テストに当てはめて、権利制限の妥当性を検討した。

## 検討結果

1. 現行法の**限定列举型の権利制限規定を生かしつつ**、スリー・ステップ・テストを前提要件として、**「その他一般的な権利制限」規定として補助的条文を設ける**。具体的要件は政令等で定める。
2. 一方、①特許拒絶理由通知時の引用非特許文献の複製、②機器の保守・修理時におけるコンテンツの複製などの**特殊な事項については、従来どおり個別の権利制限規定を追加する**。

参考

意見書提出

### 文化審議会著作権分科会

(文化審議会著作権分科会報告書 平成18年1月)

- ・「現在の著作権法は細かすぎる面もあり、すべてを法律に書き込むのではなく、社会情勢の急激な変化等にも迅速に対応できるように、技術的な事項については、積極的に政令等に委任することを考慮すべきである。」⇒今後の課題
- ・個別の権利制限規定の追加(左記①、②を含む)⇒**改正法 2006年12月公布**